

内子町教育大綱

令和2年5月

内 子 町

内子町教育委員会

<はじめに>

内子町は、平成 17 年 1 月に 3 町（内子町・五十崎町・小田町）が合併して誕生しました。第 1 期内子町総合計画では、平成 17 年から平成 26 年度を、また第 2 期内子町総合計画では平成 27 年から平成 36 年度を展望して、先人から受け継いだ歴史的な町並み、伝統と文化に支えられた村並み、そして豊かな自然に育まれた山並みという、かけがえのない貴重な資源を守り育て、住んで良く、訪ねて良い、風格のあるまちづくりを目指しております。

内子町では、楽しく学び合える文化の香るまちをつくるという基本方針の下、地域還元型生涯学習の展開、地域の教育力の強化、地域スポーツクラブ制度の普及、異文化交流活動の促進及び地域文化活動の推進など、個性や先見性を伸ばす内子らしい教育を目指し、各種施策を推進してきました。

学校教育における重点施策は、内子町教育改革プロジェクトとして、「知、徳、体のバランスのとれた、意欲と思いやりのある子どもたちを育てる。」という基本的な視点を大事にしながら、都市とは異なる、内子町の特色を活かした教育を追求し、その中で、地域の自然や暮らしに密着した自然教育、労作教育を含むふるさと教育、国際人の育成をはかる国際交流の推進や英語教育、そして地産地消や郷土食を重視した食育など、内子町ならではの教育を追求してきました。

社会教育における重点施策は、住民の自治力と連携意識を高め、豊かな地域を創造する意欲と行動力に満ちた人づくりを基本方針として、住民の主体性を持った地域活動を促進するとともに、地域組織の強化や活動の支援を積極的に行い、地域住民の「自治力」の強化を図ってきました。特に地域課題に目を向けながら、自分たちの地域は自らの手でという基本理念に基づき各自治会が策定した地域づくり計画を推進しています。また、文化的意識や意欲を満たすような青少年に伝統文化や芸能等を継承する施策を講じたり、元気な地域づくりの一助となる方策とする交流ビジネスやコミュニティ・ビジネスの開拓など、経済的効果も十分に視野にいれながら各種施策に取り組んできました。

日本全体の人口減少は深刻な状況となり、特に内子町を含む地方の人口減は深刻な状況となっています。また、平成 30 年 7 月の西日本豪雨以降、地域力（自治力）、地域コミュニティ、地域の絆の重要性や必要性が求められています。義務教育の分野では、子どもたちに「主体的・対話的で深い学び」を目指す新しい学習指導要領が、小学校では令和 2 年 4 月から実施され、中学校では令和 3 年 4

月から全面実施されます。

このような状況の中、今日の社会におきましては、都市化や核家族化、少子高齢化等の急激な進行の中で、家庭や地域の教育力の低下やいじめ・不登校などが依然として解決すべき問題となっています。

そこで愛媛県においては、平成 31 年 3 月に、2019 年度から 2022 年度までを計画期間とする「愛媛県教育振興に関する大綱」を策定し、①学校・家庭・地域が連携した教育の推進、②安全・安心で充実した教育環境の整備、③未来を拓く子どもたちの育成、④特別支援教育の充実、⑤人権・同和教育の推進と児童生徒の健全育成、⑥生涯学習の推進とスポーツ・文化の振興を基本方針として、教育、学術、文化、スポーツの振興に取り組んでいます。

内子町においても、第 2 期総合計画（平成 27 年度～平成 36 年度）を策定して「町並み、村並み、山並みが美しい持続的に発展するまち」を将来像に描きながら次世代につながる内子町のまちづくりを推進しております。内子町の教育・文化におきましても、国等の施策・方針も参酌して内子町の教育の指針となる「内子町教育大綱」を策定し今後も時代の変化に対応した教育施策を展開していくために、毎年、内子町総合教育会議を開催し常に改善を図りながら、施策・事業の充実に努めていきます。

内子町
内子町教育委員会

1 内子町教育大綱策定の趣旨

平成 26 年 6 月 20 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日から施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 76 号)」(以下「法」という。)第 1 条の 3 第 1 項の規定により、地方公共団体の長は、教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされています。そこで、内子町が行う教育政策の意義・狙いを住民一般、関係者に伝え、共有するとともに、政策を効果的に実施するため内子町教育大綱を策定するものです。

2 計画の期間

内子町教育大綱が対象とする期間については、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とするものです。なお、この大綱を変更しようとするときは、法第 1 条の 3 第 2 項の規定により、内子町総合教育会議において協議し変更することとしています。

3 内子町教育大綱【目標及び成果指標等について】

第 2 期内子町総合計画は、おおむね 10 年後に現実的な目標とする基本構想と、5 年ごとに重点的に取り組む基本計画で構成されています。その総合計画で内子町が目指す将来の姿を「町並み、村並み、山並みが美しい持続的に発展するまち」としました。学校教育及び社会教育における内子町教育大綱では、この持続的に発展する内子町を担っていく児童・生徒や町民を育てるために県の基本姿勢を参酌し、目標を設定しました。今後、内子町総合教育会議で調整を図りながら目標実現に向けて推進してまいります。目標としては、どのような知識・能力が身につくことを目指すのか、あるいは、どのくらい頑張れる地域(自治会)を創れるかなど、教育を受けられる機会を確保するといった教育政策に寄与することを設定し、成果指標は、目標の内容を補足するとともに目標達成度を直接的又は間接的に測定するための指標としました。

方策は、第 1 次内子町教育大綱を継承し、5 年間で目標、成果指標を実現するための実施内容としています。また、別冊として、方策を実施するための内子町における具体的な取り組みを示しました。

☆ 今後5年間に実施すべき教育上の方策

1 社会を強くたくましく生きる力の養成

目標 ・複雑で予測困難な社会を生き抜くことができるよう一人一人に確かな学力を身につけさせる。

成果指標

- (1) 全国学力・学習状況調査において愛媛県内上位（5位以上）の学力水準を目指す。
- (2) 児童・生徒の学習意欲の向上や学習習慣の改善
- (3) 自分自身や他者等との関わりに関する意識の向上
- (4) いじめ、不登校等の早期対応
- (5) 体力向上の確実な実施
- (6) 学校における環境教育の取組を強化
- (7) 同和問題をはじめとする様々な人権問題の解消に向けた人権・同和教育の推進

【5年間における方策】

○ 確かな学力を身につけさせるための教育方法の充実

- ・第3期内子町学力向上推進プランの着実な実施
- ・学校と家庭・地域との連携を図り、環境教育の一層の推進
- ・小・中一貫教育の拡充
- ・校内ネットワーク並びに児童生徒1人1台端末の早期実現
- ・ICTの積極的な活用により指導方法、指導体制の工夫改善

○ 豊かな心の育成

- ・人権・同和教育、道徳教育の推進
- ・いじめ・不登校問題への取組を強化
- ・集団体験活動や読書活動の充実
- ・本物の芸術にふれ合う機会や伝統文化の保存継承活動の充実

○ 健やかな体の育成

- ・ 体力テスト結果を考察し、体力向上推進計画を策定
- ・ 内子町の食材を使った食育の充実
- ・ 学校やスポーツ協会、スポーツ少年団等によるスポーツ機会の充実
- ・ 内子運動公園や城の台公園などの体育施設の整備を行い、利用促進による体力の向上

○ 教員の資質能力の向上

- ・ 内子町教育研究所による研修、研究会の充実
- ・ 愛媛大学等との連携による授業力向上の取り組みを強化
- ・ 若手教員の管外交流を促進

○ 特色ある教育の推進

- ・ 小学校教育との連携により幼児教育の質の向上
- ・ CIR・ALT との協働により外国の言葉や文化にふれあう機会の充実

2 社会貢献を実現する子どもたちの育成

- 目標
- ・ 英語力をはじめとする語学力の向上、卓越した能力の養成及び「世界に開かれたまちづくり」を推進するため海外交流活動を推進する。
 - ・ 内子町誌を活用するなど、郷土学(ふるさと教育)にふれる。

成果指標

- (1) 英語力の向上
- (2) (公財) 内子町国際交流協会と連携し国際理解の向上
- (3) 郷土出身の文化人や企業人等に触れ合いながら世界に羽ばたく人材を育成
- (4) 内子町誌等の郷土誌を活用して内子町の良さを再発見

【5年間における方策】

- 優れた才能や個性を伸ばす豊かで多彩な教育の確保

- ・幼児教育時における取り組みと連携させる小学校外国語活動の早期化
- ・英語教育や環境教育において、幼・小・中学校の連携した学習の継続
- ・地元高等学校との連携を強化し、地元高等学校への進学率向上
- ・読書活動の推進や俳句大会の開催などにより優れた才能を伸ばす機会を継続
- ・内子町の子どもたちが郷土出身者にふれ合う機会の創出
- ・内子町誌などを活用しながらふるさと教育を推進
- ・ジョブチャレンジ U-15（職場体験）を通じた人材育成

○ グローバルな人材育成に向けた取り組みの強化

- ・中学校卒業段階で英検 3 級以上の受験率 60%以上を目指す。
- ・英語教員に求められる英語力の目標達成を強化
- ・ドイツ ローテンブルク市等との青少年交流を促進

3 安全・安心で充実した教育環境の構築

- 目標
- ・様々な問題や課題を抱えて支援を求めている者に対して、教育格差を改善する。
 - ・安全、安心な教育環境の整備を図る。
 - ・感染症等に対する正しい知識の啓発と適切な対処方法の徹底を図る。

成果指標

- (1) 教職員の働き方改革の推進
- (2) 児童生徒が安全・安心な環境において学習ができるようにするため、学校施設や社会教育施設の耐震化、防災機能強化等の環境整備を図るとともに、自らの安全・健康を守るための知識を身につけさせる保健教育の推進

【5 年間における方策】

- 幼児教育・その他教育に係る教育費負担軽減
- 経済的、地理的条件が不利な子どもたちに対する支援

- 学校施設・社会教育施設等の環境整備
- 危機管理体制・防災教育の充実
- 業務負担の軽減、業務の効率化を図るため、学校現場での日常業務の精選
- 幼・小・中学校の適正規模、適正配置等の構築
- 手洗い・咳エチケット・マスク・換気などの基本的な感染症対策及び学校医や学校薬剤師と連携した保健管理体制の整備

4 学校・家庭・地域が連携した教育の推進

目標 ・多様な学習活動の実施や参画を通じ、家庭や地域のネットワークを広げ、互助、共助による活力あるコミュニティを形成する。また、41自治会の地域づくり計画書を検証し、新計画書を策定して事業の推進を図る。

成果指標

- (1) 地域行事等への参画度合いの向上
- (2) 家庭教育支援の充実
- (3) 暮らしに根ざした文化を創造し、文化に親しむ活動を促進
- (4) 自治力強化を目指した人材育成
- (5) 地域づくり計画書の検証と新計画書の策定及び事業推進

【5年間における方策】

- 社会全体で子どもたちの学びを支援する取り組み
 - ・地域とともにある学校づくりの推進
 - ・文化財の保存活用や伝統文化を保存継承・発展させながら、優れた文化に親しむ活動を展開
 - ・ふるさと教育の充実

- 愛郷心の薄れや自己中心的な社会風潮の中で、支え合い助け合う心と絆づくりを推進

- ・地域活動に参加する住民育成に努めながら自治会活動を支援
- ・大規模災害にも機能を発揮できるコミュニティづくりを推進
- ・地域文化に触れながら自治力強化のための人材育成
- ・姉妹都市等（沖縄県 宜野座村等）との交流を推進

5 特別支援教育の充実

- 目標 ・障がいのある子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を行い、自立と社会参加を積極的に推進する。

成果指標

- (1) 幼・小・中学校における障がいのある幼児児童生徒に対する一貫した個別指導計画・教育支援計画の作成
- (2) 家庭教育支援の充実

【5年間における方策】

- 障がいのある子どもたちへの自立・支援
 - ・障がいのある幼児・児童・生徒に対する指導について、幼・小・中学校の連携強化
 - ・インクルーシブ教育の推進
- 特別支援教育の周知・啓発
 - ・パンフレットの配布、講演会等の開催